

時 期	応急段階
区 分	応急生活支援
分 野	医療・保健
検 証 項 目	食品・飲料水の安全確保

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、食品衛生法（法定受託事務）水道法
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	国庫補助 1 / 2（都道府県又は保健所を設置する市の費用に対して）
概 要	震災等により水道、ガス等のライフラインが破壊され、水と熱源が供給できない劣悪な条件下においては、食中毒や感染症の防止など衛生対策を徹底する必要がある。阪神・淡路大震災では、多数の避難生活者の食生活の確保は支援物資としての食品の提供に始まり、弁当等外部で調理、加工された調理済食品に頼らざるを得ない状況であったため、食品衛生の確保が必要となった。また、飲料水に関しても、水道水と汚水の混入による細菌等による汚染が懸念されたため、飲料水の水質確保等の措置が必要となった。今回の震災では、ピーク時で避難所生活者が30万人余になったものの、冬期であったことや衛生対策の実施により伝染病や食中毒は発生しなかったものの、食中毒や感染症等の発生は被災者の生命を脅かすものであることから、対策の充実に取り組む必要がある。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【厚生省】 厚生省では、水道水と汚水の混入による細菌等による汚染が懸念されたことから、井戸水や破裂した水道管からの水を飲まないように注意を促す広報を神戸市などに依頼するとともに、報道機関を通じて被災地域に呼びかけを行った。[『阪神・淡路大震災と水道』（財）水道技術研究センター,p27]</p> <p>【環境庁】 環境庁においては、平成7年2月及び3月に実施した公共用水域、地下水の水質調査結果に基づき、同調査時に水質の悪化がみられた水域を中心に重点的な水質調査を行うとともに、併せて広域的な水質モニタリングを実施した。[『平成9年版防災白書』国土庁,p424]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【厚生省】 テレビでも震災直後から公共広告機構が「人を救うのは人しかない」という啓発広告の中で「水、水あるからもって行って。そやけど生で飲まんといてな。ぼんぼんこわすよってに」という広告を頻繁に放送したので、市民の衛生意識の啓発にかなり役立ったものと推定される。[『阪神・淡路大震災と水道』（財）水道技術研究センター,p27]</p> <p>【環境庁】 環境モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質関係については、河川・海域・地下水について、2月6日～11日に100地点、3月8日～30日に172地点で調査を実施したが、自然起因とみられる砒素（ひそ）が一部の河川（生田川、猪名川）で検出され、また、大阪湾の一部海域（西宮沖、神戸市東部沖）で、COD（化学的酸素要求量）が昨年同期（1月～3月）に比べ、やや高い傾向がみられた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p250]
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>被災地での食品衛生の確保</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所で配布される弁当の衛生確保及びボランティアによる調理に対する衛生指導を重点に実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p104-105] ・1月23日から被災地域を管轄する各保健所において、被災地域外の保健所職員の応援も得ながら巡回指導を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p104-105] ・ボランティアに対して逆性石鹼、アルコールティッシュ等の消毒薬や素手で食品に接触しないための使い捨てビニール手袋等の衛生資材を配布した。また、食品衛生講習会等を通じ、事故防止に努めた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p104-105] ・食品衛生に重要な影響を及ぼす便所の衛生管理を含め、巡回指導を継続実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p104-105] ・関係府県に弁当調製施設の衛生管理、適正表示、搬送計画等の監視指導を依頼するとともに、避難所が存在する市町に食品の保管方法の改善指導、住民に対する注意喚起を繰り返し行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p104-105] ・食中毒の発生が危惧される6～8月にかけて、集団給食、仕出し弁当等の飲食店を中心とした一斉監視と腐敗・変敗しやすい食品をはじめ各種の試験検査を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p104-105] ・一般消費者に対する啓発のために、駅や街頭の見やすい所にポスターの掲示や食中毒防止を刷り込んだ「うちわ」や「ティッシュペーパー」を配付した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p104-105] ・工場施設の破損による有害物質の飛散等が懸念されたため、有害物質による二次災害防止に向けて、工場の再稼働に際しての立ち入り調査や指導を行うとともに、有害物質等の大気汚染や水質汚濁状況の環境モニタリング調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p250] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 工場の立入検査、指導（大気、水質等合同）については、2月7日～3月8日の間に382工場で実施した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県 の 1 年の記録』兵庫県,p250] 集団食中毒は発生しなかった。[『阪神・淡路大震災における保健活動 180日の記録』兵庫県保健環境部,p133]</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】</p> <p>避難所給食弁当等の衛生確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の食品衛生対策として被災者や避難所の管理者及びボランティアに対し、次の啓発と指導を実施した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995 年 』神戸市,p258] <p style="padding-left: 20px;">被災者各人に対しては製造年月日などを十分確認すること</p> <p style="padding-left: 20px;">各避難所管理者に対しては、製造者名や製造日付などの無い弁当類のチェック及び賞味期限切れのものは絶対に配食しないこと。また配食前に、味、においなどに異常のないことを複数の人数で確認すること</p> <p style="padding-left: 20px;">食品、特に弁当類は衛生的な場所に保管すること</p> <p style="padding-left: 20px;">逆性石鹼液等の消毒薬の配布と未給水下での使用方法の指導</p> <p style="padding-left: 20px;">調理器具の洗浄、消毒や使い捨て食器の使用、アルコール消毒液の配布</p> <p style="padding-left: 20px;">炊き出しメニューの選定や食材保管の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の各保健所指導に加え、次の対策を進めた。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995 年 』神戸市,p258] <p style="padding-left: 20px;">市外製造分については製造所を管轄する自治体に衛生監視の依頼</p> <p style="padding-left: 20px;">衛生面からメニューの選定</p> <p style="padding-left: 20px;">消費期限表示</p> <p style="padding-left: 20px;">配送ルート・時間の改善</p> <p style="padding-left: 20px;">製造所から喫食までの時間短縮の観点から、復旧にあわせて市内業者への切替</p> <p style="padding-left: 20px;">各避難所に弁当数の保管用冷蔵庫の設置</p>

・夏場の食中毒シーズンを控え、避難所における弁当の細菌検査を3月12日から開始した。検査結果は製造者に通知し注意を促すとともに、食中毒菌が検出されるなど好ましくない結果が出た場合は、管轄保健所から製造所の衛生指導が実施された。また、ライフラインの復旧後の弁当業者の市内製造所への切り換えは、3月10日から徐々に進められた(当初、2業者、合計1万食)。市内製造所については、保健所による製造所のふき取り検査、食品検査を随時実施し、衛生指導の強化を図った。特に検査成績の好ましくない結果が出た場合、通常の施設の立ち入り指導から、常駐監視方式あるいは毎日監視に切り替えを行い、指導を徹底した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』神戸市,p258]

露天等の衛生監視

・復旧したJR、私鉄、代替交通機関等の駅前など人通りの多い地域の歩道、車道上あるいは損壊ビル解体現場付近等で、露店、自動車による飲食店、弁当販売等が多く見られるようになり、衛生監視指導を行った。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995年』神戸市,p259]

水質監視を震災当日から開始、19日からは7項目(大腸菌群、pH、臭気、色度、濁度、電気電導率、遊離残留色素)にわたって監視を実施した。いずれの箇所も時間とともに遊離残留塩素が減少傾向を示したが、問題はなかった。[『阪神・淡路大震災 水道復旧の記録』神戸市水道局,p47]

全国から寄せられた応急給水用のポリ容器について「これら容器に入れた水が何日間保持できるか」という問い合わせも多かったのでタンク色別の残留塩素残存率等を調査した。[『阪神・淡路大震災 水道復旧の記録』神戸市水道局,p47]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

【神戸市】

避難所の食品衛生巡回件数の実績

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
1,453	3,917	926	352	334	194	226	113	7,515

[『阪神・淡路大震災—神戸市の記録 1995年—』神戸市,p258-259]

避難所弁当検査件数(市内調製及び市外調製分)

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
弁当数	121	126	98	110	112	90	657
検査件数	679	595	526	596	656	403	3,455
項目数	2037	1785	1578	1788	1968	1157	10,313

[『阪神・淡路大震災—神戸市の記録 1995年—』神戸市,p258-259]

露天等指導件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
露店	122	53	197	119	91	53	96	81	812
自動車	3	16	64	21	7	15	16	13	155

[『阪神・淡路大震災—神戸市の記録 1995年—』神戸市,p258-259]

その他

阪神・淡路大震災に対してとった措置
 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果

国

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組
 食品衛生の確保

・「厚生労働省防災業務計画」において、被災都道府県、保健所設置県及び特別区(以下「被災都道府県」という。)は、食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保の状況を監視させ、必要に応じ指導を行わせること。食品衛生監視員を避難所ごとに派遣し、食品の衛生的取扱い、加熱調理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について必要に応じ指導を行わせること。食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造、食品取扱設備、給水等の点で衛生上著しく劣る場合には、改善を指導すること。などを定めている。

・また、厚生労働省医薬食品局食品安全部においては、被災都道府県、との連絡体制を確保し、必

	<p>要に応じ、近隣都道府県等に対し衛生確保のための支援要請を行う等必要な支援を行うとともに、食中毒の被害が甚大で、被災都道府県のみでの処理が困難であると認められる場合には、被災都道府県の要請に基づき、近隣都道府県等に支援要請を行う等被害拡大防止のための必要な支援を行うこととしている。</p> <p>[『厚生労働省防災業務計画』厚生労働省]</p> <p>食中毒健康危機管理実施要領、飲料水健康危機管理実施要領の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省においては、平成9年1月、国民の生命、健康の安全に関する健康危機管理の基本的な枠組みを定めた「厚生省健康危機管理基本指針」を策定し公表するとともに、医薬品、食中毒、感染症及び飲料水等の関係部局と大臣官房から構成される「厚生省健康危機管理調整会議」を設置し、健康危機管理に関する取組みについての情報交換を行うとともに、迅速かつ適切な健康危機管理の実施についての調整を行うこととし、各分野（医薬品等、食中毒、感染症、飲料水）の健康危機管理実施要領を策定した。[『厚生労働省健康危機管理基本方針』厚生労働省] 「食中毒健康危機管理実施要領」において食中毒発生時における厚生労働省の対応について具体的に定めるとともに、「飲料水健康危機管理実施要領」において飲料水を原因とする健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図るための厚生労働省の対応について定めている。[『食中毒健康危機管理実施要領』厚生労働省] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地域防災計画において、災害時には県及び保健所設置市は 食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行うこと、食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行うこと、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導することとすること、など食中毒の防止対策を実施することを定めている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>神戸市は、地域防災計画において、避難所で配布される弁当や炊き出しによる食品等、避難所における食品の衛生管理を行うため、避難所衛生巡回指導や弁当等納入業者への指導などの食品衛生対策を実施することを定めている。[『神戸市地域防災計画』神戸市]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>大量の弁当、パン類は関西一円はもとより関東以西の広域から調達された。一部は空輸されたが、市内に入る道路は渋滞を極め、輸送に長時間を要した。また製造年月日不明のものも見受けられた。一方被災者は、当初「次にいつ配食があるか分からない」という不安感や、炊き出しによって食べきれない弁当を長時間保存する人も多く、配食後の保管などにも衛生上の問題が見られるようになった。(『阪神・淡路大震災一神戸市の記録1995年一』神戸市)</p>	
課題の整理	
災害時における食品衛生管理の徹底	
今後の考え方など	
<p>食品・飲料水の提供や流通実態に応じた衛生管理の徹底を通じて安全確保を図る。(神戸市)</p> <p>衛生管理の徹底を通じて安全確保を図る。(尼崎市)</p>	